

紹介

～民生児童委員紹介～  
身近な福祉の相談役

皆さんのお住まいの地域には福祉の相談役として民生児童委員、また児童問題を専門とする主任児童委員がいます。日常生活で困ったこと、福祉の相談事は気軽に相談してください。

【問い合わせ】穂高健康支援センター内  
社会福祉課福祉総務係 (TEL 81-0716)

豊科地域

氏名	電話	担当地区
本山嘉子	72-4518	上鳥羽(東)
竹内邦司	72-2498	上鳥羽(西)
細田淑江	72-6317	下鳥羽(南部)
逢沢典子	72-2617	下鳥羽(北部)
岡崎和雄	72-3346	下鳥羽(中部)
小林洋士	73-5535	本村(柳原)
丸山美榮	73-2018	本村(新道)
竹内亨	73-2826	本村(本郷)
岡村豊作	72-0452	吉野(南部)
渡邊義昭	72-4477	吉野(西部)
岡村いさ子	72-1668	吉野(東部)
丸山幸胤	72-0448	吉野(北部)
丸山節子	72-2133	成相(1町内)
小林克俊	72-4804	成相(2町内)
上條孝子	72-6248	成相(3町内)
千國千壽子	72-4887	成相(4町内)
丸山孝子	72-2278	成相(5町内)
丸山貞夫	72-0602	成相(6町内)
笠原隼平	72-0834	成相(7町内)
武居ふみ子	73-7332	成相(8町内)
藤森武彦	72-1220	新田(1町内)
原口佳子	72-3729	新田(2町内)
山崎宏子	72-1792	新田(3町内)
坂楨藤子	72-6013	新田(4町内)
河越康子	72-1812	新田(5町内)
宮本明	73-2748	新田(4・6町内)
羽山節子	72-3580	新田(7町内)
高木次雄	72-1307	新田(8町内)
矢野悦郎	72-0972	寺所(堰上)
細萱博子	72-3785	寺所(堰下)
小穴孝知	72-0501	踏入
篠崎美千子	73-2876	細萱(町)
川上安政	72-0732	細萱(殿村)

豊科地域

氏名	電話	担当地区
丸山豊秋	72-0741	細萱(新屋)
渡辺克重	73-2562	重柳(南)
臼井幾子	72-4667	重柳(北)
降旗昭子	72-3204	真々部(梓橋東・西)
増塩光利	73-2584	真々部と飯田の一部
藤枝潔	73-2066	真々部(中村・町道り南・殿村南部・田中)
下田加南子	73-3007	真々部(町道り北・殿村北部)
増田早苗	72-5633	たつみ原(北)
高山久美子	72-5523	たつみ原(中)
児玉智義	72-7343	たつみ原(南)
山田淳子	72-0217	飯田
岩垂熊雄	73-5217	下飯田
三原郁頼	73-3109	中曾根
丸山敬文	72-1386	熊倉(北)
山田順子	72-6588	熊倉(南)
藤生勲一	72-4569	アルプス(5・6町内)
高野祥子	72-3976	アルプス(1・7町内)
高上嶋恵子	72-4631	アルプス(2・3・8町内)
増田忠秋	72-3957	アルプス(4・9・10町内)
花村敬雄	72-4645	徳治郎
丸山敬三子	73-3364	田沢(南)
望月慶子	72-0269	田沢(北)
細川恒雄	73-3459	小瀬幅と桜坂の一部
桐山初雄	73-3356	大口沢
竹内梢	72-4718	光(野田)と桜坂の一部
平林祐子	72-6391	光(南村)と桜坂の一部
森岡茂美	72-4275	主任児童委員
太田滋	72-4308	主任児童委員
小川原容子	72-4358	主任児童委員

穂高地域

氏名	電話	担当地区
臼井宏子	82-3002	柏矢町南部・矢原
臼意廣江	82-5060	矢原南部・西部
山地肅	82-5534	矢原東部・北部・三枚橋
相馬正男	82-5020	白金
幅下馥子	82-6532	町住・県住
中島勇三	82-8175	白金団地
望月正江	82-4541	等々力
中込一孝	82-2565	神田町
井口富士子	82-2289	等町南部・中部・北部
川崎静美	82-2144	常盤町
須坂節子	82-4183	元町・旭町



**障害者  
・高齢者**

## 4月から サービスを統一しました

合併前の旧5町村では、高齢者・障害者福祉サービスの内容に違いがあるものがありました。新年度からはサービスを統一しましたので次のとおり一覧でお知らせします。

### 早めの手続きを

お住まいの地域によっては、新たに始まったサービス、変更になったサービスがあります。さかのぼった給付などはできないことから、下記のサービスの対象となっている人は、早めの申請をお勧めします。各事業の詳細は「主なサービス一覧」をご覧いただき、お問い合わせください。なお、安曇野市ホームページ上から各サービスの申請書がダウンロードできます。

### 早めの手続きを推奨するサービス

#### 障害者福祉（障害者福祉係 TEL 81-0724）

- ◇ 障害者外出支援事業（タクシー利用者）
- ◇ 腎臓透析利用者通院支援事業（タクシー利用者）
- ◇ 腎臓透析通院交通費補助事業（燃料代助成）
- ◇ 家族介護用品購入助成事業（おむつ等購入助成）
- ◇ 重度心身障害者福祉金

（現在受給している人は申請不要）

- ◇ 外国人高齢者  
および外国人心身障害者特別給付金事業
- ◇ 通園および通所等交通費助成関係

#### 高齢者福祉（高齢者福祉係 TEL 81-0731）

- ◇ 高齢者通院支援事業（タクシー利用者）
- ◇ 寝たきり高齢者等通院支援事業  
（福祉タクシー利用者）
- ◇ 介護用品購入助成事業（おむつ等購入助成）

### 利用料のお支払い

サービスの利用料は、指定の口座から翌月の末日に引き落としになります。（末日が休日の場合は、翌営業日になります）ご不明な点は各支所窓口までお願いします。

#### 「主なサービス一覧」注意事項

- (注1) 原則1割負担ですが、所得に応じて上限があります。
- (注2) 9月までは所得に応じた自己負担ですが、10月からは原則1割負担、ただし所得に応じて上限があります。
- (注3) 所得に応じた自己負担です。

## 障害者福祉サービス

### ◆障害者福祉サービス窓口

本庁・福祉事務所（穂高健康支援センター内）  
社会福祉課障害福祉係 Tel 81-0724 Fax 81-0703

豊科地域（サントピア豊科内）  
健康福祉課福祉係 Tel 73-8280 Fax 72-6175

穂高地域（穂高健康支援センター内）  
健康福祉課福祉係 Tel 81-0729 Fax 81-0703

三郷地域（三郷総合支所内）  
健康福祉課福祉係 Tel 77-3111 Fax 77-6060

堀金地域（堀金総合支所内）  
健康福祉課福祉係 Tel 72-3106 Fax 72-4900

明科地域（明科総合福祉センター内）  
健康福祉課福祉係 Tel 81-2941 Fax 81-2943

### ◆安曇野福祉協会の窓口

やまびこ学園 Tel 72-5678  
れんげの家 Tel 72-7170

### ◆主なサービス一覧

項目	内 容	対象者	窓口
～障害者自立支援～ 介護給付訓練等給付	ホームヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイ、グループホーム、施設入所、施設通所の利用などをています。 (注1 参照)	①身体障害者手帳の交付を受けている障害児および障害者 ②知的発達障害のある障害児および障害者 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児および障害者	各総合支所福祉課
～障害者自立支援～ 精神通院公費（自立支援医療）	通院治療の費用の一部補助します。窓口負担が1割（所得に応じて上限あり）になるよう助成します。	精神疾患有し、通院治療を行っている人	
～障害者自立支援～ 更生医療（自立支援医療）	身体障害者に対して医療を給付します。指定医療機関で給付されます。 (注1 参照)	心臓障害、肢体不自由、腎臓障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、免疫障害等で身体障害者手帳をお持ちの人（手帳と同時申請も可能）	
補装具給付	身体障害者に補装具を交付（修理）します。 (注2 参照)	身体障害者手帳の交付を受けた人	
重度心身障害児（者）日常生活用具給付（貸与）	日常生活用具を給付または、貸与します。 (注3 参照)	在宅の身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた心身障害児者。貸与の場合は、同上の人で所得税非課税世帯の人	
タイムケア	家庭において介護を受けることができず、一時的に介護が必要な場合に支援を行います。	市内に住所を有する在宅の身体障害児（者）、知的障害児（者）、精神障害児（者）	

項目	内 容	対象者	窓口	項目	内 容	対象者	窓口
訪問入浴サービス	身体機能の低下や心身の障害のために自力または家族の力のみで入浴することができない人に対して、家庭に訪問し入浴サービスを行います。利用料金は1回1,250円です。	特別障害者手当の支給を受ける人または、これと同程度の障害を有する重度障害者で、介護保険制度の要介護認定者および要支援認定者を除く人	各総合支所福祉係	心身障害児通園事業（安曇野市：やまびこ学園）	心身に障害のある児童が、通園することで日常生活における基本動作の習得と集団生活への適応を図り、早期に自立して社会参加できるよう援助指導を行います。	①知的障害、肢体不自由者、盲ろうなどの障害を有し、通園による指導になじむ児童（伝染性疾患のため他に感染の恐れのある人は除く） ②市内に居住する心身障害児で、保護者とともに通園させることができる児童	安曇野福祉協会
難病患者等ホームヘルプサービス	難病などを患っている人がいるご家庭にホームヘルパーを派遣し、福祉の向上およびご家族の福祉の向上および負担軽減を図ります。所得に応じて自己負担額がありますが1時間950円が上限です。	以下の対象となる人がいる世帯（介護保険法に基づく保険給付の対象となる人を除く） ①厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患および慢性関節リウマチにより日常生活を営むのに支障がある18歳以上の人で老人福祉法、身体障害者福祉法などの施策の対象外の人 ②末期の悪性腫瘍により日常生活を営むのに支障がある人で、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象の内で特に市長が認めた人		身体障害者会館	當利を目的としない社会に貢献する活動を行う場所を提供します。	市内に居住する身体障害者およびその家族または、公益活動を行う団体	福農科総合支所
手話通訳者派遣	聴覚障害または音声・言語障害を持つ人に手話通訳者または要約筆記者を派遣します。	市内に住所があるか市内に勤務している聴覚障害者他で市長が日常生活を営む上で著しい支障があると認めた人		精神障害者通所授産施設（安曇野市：れんげの家）	回復途中にある在宅精神障害者で、相当程度の作業能力を有する者に必要な訓練・指導を行い、その自立の促進を図ります。	市内に居住する回復途上にある在宅精神障害者	安曇野福祉協会
成年後見人制度利用支援	成年後見審判の申し立てを市長が行い、その費用も市が負担します。また、後見人や保佐人などへの報酬についても月額7,500円を限度に補助します。ただし、対象者の生計の状況により、費用を負担していただく場合があります。	判断能力が不十分な認知症高齢者などで、配偶者か2親等内の親族がない人、2親等内の親族がいても虐待などがあったり、親族などがいても1年以上音信不通の状況にある人で、下記の条件に該当する人 ①市長が福祉の措置を行なう人 ②知的障害者で市長が援護を行う人 ③精神障害者で市長が相談や助言を行う人		特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉金	特別障害者手当：月額26,440円 障害児福祉手当：月額14,380円 福祉金：月額14,380円	精神または身体に政令で定める程度の著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする程度の状態にある人（20歳以上…特別障害者手当） (20歳未満…障害児福祉手当)	各総合支所
共同作業所	就労することが困難な在宅障害者（児）、老人などに、その特性に応じた作業訓練、生活指導を行い社会的再生を図ります。	企業等に就労することが困難な市内に居住する15歳以上の在宅障害者（児）および老人		特別児童扶養手当	身体または精神に中度・重度の障害がある、20歳未満の子を監護・養育している人に支給されます。 1級：月額50,750円 2級：月額33,800円	身体または精神に中度・重度の障害がある、20歳未満の子を監護・養育している人（詳細は長野県ホームページを参照）	各総合支所
身体障害者小規模通所授産施設	在宅の身体障害者などで、雇用されることが困難な人に、就労または技能の習得に必要な機会を提供し、その自立を支援し、生きがいを高めることが目的です。	市内に住所を有し、雇用されることが困難な満15歳以上で在宅の身体障害者または知的障害者		特定疾患患者見舞金	11月1日現在、安曇野市に引き続き6ヶ月以上住所を有する人で以下のいずれかをお持ちの人 ①特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証 ②ウイルス性肝炎医療費受給者証 ③小児特定疾患県要綱に規定する小児慢性特定疾患医療受診券	特定疾患患者見舞金	各総合支所

項目	内容	対象者	窓口
重度心身障害者介護慰効金	重度心身障害者の介護をしている人にその労をねぎらい、激励するために慰効金を贈ります。年額 50,000 円	11月1日において1年間に当該重度の要介護者と同居し、介護期間が180日以上ある特別障害者手当・障害児福祉手当（3歳以上の療育手帳A1および同程度）の受給者を介護している人	
重度心身障害者福祉金	精神また身体に重度の障害のある人、その保護者に福祉金を給付し、福祉増進を図ります。月額 2,000 円	①障害児（20歳未満で3級以上の障害を有する人） ②療育手帳A,Bの人 ③重度精神障害者（20歳以上で2級以上の障害を有する人）	
外国人高齢者心身障害者特別給付金	公的年金の支給を受けることができない外国籍の心身障害者の人に次の給付金を支給します。支給額は月額 20,000 円です。	昭和36年12月31日以前に生まれた人で昭和57年1月1日以前に心身障害者となった人または基準日以後に心身障害者となった人でその発生原因となつた傷病について初めて医師の診察を受けた日が昭和57年1月1日以前であつた人 ※生活保護を受けている人および社会福祉施設へ入所している人を除く。 ※所得制限があります。	各総合支所福祉係
身体障害者自動車運転免許取得補助	身体障害者が、自動車免許を取得するのに要した経費の一部を助成します（費用の3分の2以内で上限10万円）。	次のすべてに該当する人 ①身体障害者手帳の交付を受けている ②免許取得により社会参加が見込まれる ③市内に6ヶ月以上住んでいる ④道路交通法の運転免許欠格事由に非該当 ⑤前年の所得税額が15万円以下	各総合支所福祉係
身体障害者自動車改造補助	障害者自らが運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します（上限10万円）。	在宅で生活する身体障害者で、前年の所得が特別障害者手当の所得制限を超えない人	各総合支所福祉係
身体障害者住宅改良補助	身体障害者の生活環境改善のための住宅整備の一部を上限90万円で助成します。	身体障害者手帳をお持ちで65歳未満の身体障害者または、身体障害者と生計を同じくする人で世帯全員の前年の所得税額合計が、15万円以下の世帯	各総合支所福祉係
介護用品購入助成（障害者分）	介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。月数×1,000円	身体または精神に重度の障害を有し、特別児童扶養手当の支給を受ける人またはこれと同程度以上の障害を有する3歳以上の人を在宅で介護している人	各総合支所福祉係

項目	内容	対象者	窓口
保養施設等入浴券の交付	以下の施設において使用できる無料入浴券を年間5枚交付します。6月に発送を予定しています。（利用できる施設）ビレッジ安曇野、湯多里山の神、しゃくなげ荘、温泉健康館、ファインビュー室山、ほりでーゆ～四季の郷、長峰荘	①身体障害者手帳1級、2級または3級をお持ちの人 ②療育手帳をお持ちの人 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	
ビレッジ安曇野宿泊助成	ビレッジ安曇野を宿泊利用する場合、一泊につき、2000円を助成します。	①身体障害者手帳1級、2級または3級に該当する人 ②療育手帳A1またはA2の人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	
穂高老人保健センター割引券交付事業	穂高老人保健センターの割引証の交付を受けると、半額の150円で入浴できるサービスです。	①身体障害者手帳をお持ちの人 ②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ③療育手帳をお持ちの人 ④介助人	
障害者外出支援	心身障害者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。（申請月から翌年3月までに月あたり640円券2枚を交付）	自動車税・軽自動車税の減免を受けた人を除く下記に該当する人 ①身体障害者手帳2級以上の人 ②療育手帳Aの人 ③精神障害者保健福祉手帳2級以上の人	
腎臓透析治療通院交通費助成（ガソリン代助成）	腎臓透析で通院している人に交通費を助成します。月額上限5,000円	腎臓透析治療のため通院している人のうち前年収入に対する所得税非課税者で身体障害者手帳をお持ちの人	
腎臓透析利用者通院支援事業（タクシー券助成）	腎臓透析で通院している人にタクシー券を交付します。月額上限500円券を10枚	腎臓透析治療の通院にタクシーの利用が必要な人	
通園・通所等交通費助成	有料道路通行料の一部または燃料代の一部を助成します。	自家用車などで下記に通園または通所している人に燃料代の助成 ①児童デイサービス施設 ②精神障害者授産施設 ③知的障害者更生施設 ④心身障害児通園施設 有料道路代の一部を助成 ⑤県内の心身障害児施設に入所している児童の帰省・児童との面会のために利用する有料道路代 ⑥県内の心身障害者施設に入所している人の帰省のための有料道路代 ⑦特別障害者手当の支給を受ける人などの通院時の有料道路代	

項目	内容	対象者	窓口
寝たきり高齢者等通院支援	通院時に福祉タクシーを使用した場合に半額分を補助（償還払い）します。1月あたりの補助限度額は5,000円です。	車いすやストレッチャーにより移動する高齢者または障害者	
軽度生活援助	ごみ出しや草取りなど、軽易な生活援助をします。1時間程度の援助で、料金は200円。ごみ出しあは1回100円、除雪は1回500円です。	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯の高齢者であって、日常生活上の援助が必要な人	
住宅改良に対する補助	高齢者の自立支援、介護者の負担軽減として住宅改良に要する経費を予算の範囲内で補助します。補助限度額は88万円です。	65歳以上の「要支援」および「要介護」の人。ただし、前年の世帯全体での所得税額が15万円以下の人	
住宅改修の助言	作業療法士などの専門家がご家庭に訪問し、高齢者のための住宅改修についてアドバイスします。	相談を希望する人	
緊急通報サービス	急病の場合、緊急ボタンを押して、助けを求めるることができます。 ①安否確認のセンサー機能付：月額500円 ②安否確認のセンサー機能無：無料	次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯・65歳以上・身体障害者手帳1級または2級の人・療育手帳をお持ちの人・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	
福祉電話設置	虚弱な独り暮らし高齢者などに福祉電話をお貸しします。ただし、貸出数が限られます。	市民税非課税や生活保護世帯の人	
配食サービス	食事の用意が困難な人のお宅へ食事をお届けします。一食の料金は次のとおりです。 ・弁当：400円 ・おかず：350円 ※「おかず」は、豊科地域と三郷地域・堀金地域のみ	おおむね65歳以上の人の、原則として単身世帯、高齢者・障害者のみの世帯の人	
介護用品購入助成	介護用品の購入費用の一部を補助します。補助額は次の2種類です。 ①月数×6,250円 ②月数×1,000円	①市民税非課税世帯で要介護4～5の高齢者を在宅介護している人 ②要介護3～5の高齢者を在宅介護している人	
生きがい活動支援通所サービス	介護予防のため、日常の動作訓練や趣味活動などをします。利用料金は1回1,000円です。	おおむね60歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちな人	

各総合支所高齢者介護係

項目	内 容	対象者	窓口
保養施設等 入浴券の交付	次の施設の無料入浴券を年間5枚交付します。6月に発送を予定しています。(利用できる施設) ・ビレッジ安曇野、湯多里山の神、しゃくなげ荘、温泉健康館、ファインビュー室山、ほりでーゅ~四季の郷、長峰荘	18年4月1日現在70歳以上の人	各総合支所高齢者介護係
ビレッジ安曇野宿泊助成	ビレッジ安曇野を宿泊利用する場合、一泊につき、2,000円を助成します。	介護保険制度の認定を受けている人	
穂高老人保健センター割引券交付事業	穂高老人保健センターの割引証を交付します。	①60歳以上の人 ②介助人	
福祉センター利用について	・穂高地域福祉センター・三郷福祉センター・堀金老人福祉センターいずれの施設も入浴料は無料です。 ・豊科老人福祉センター入浴料は1回100円、月1,000円です。 ・明科総合福祉センター会議室等の貸館を行っています。	60歳以上の人および介助する人 ※三郷福祉センターは心身障害者もご利用できます。	社会福祉協議会各支所
三郷屋内ゲートボール場の利用	1時間あたり、210円で利用することができます。(夜間照明は105円加算)	どなたでも利用できます。	高齢者合支所
高齢者・障害者等訪問理美容サービス事業	自宅で理美容を受けることができます。2,000円を市から理美容店に支払う形で補助します。	在宅でおおむね65歳以上で理容店・美容店へ行くことが困難な人	会社会各福祉協議所
緊急宿泊支援(緊急ショートスティ)	冠婚葬祭、疾病などで自宅で介護できない場合、市の委託する老宅所などに宿泊することができます。利用料は1泊あたり2,000円で、食費は実費負担です。	一時的に家庭で介護できない要援護老人など	各総合支所高齢者介護係
生活管理指導短期宿泊サービス(ショートスティ)	養護老人ホームなどへ一時に宿泊し、必要な支援・指導を行います。利用料は1日380円で、食費は実費負担です。	基本的生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、「社会適応が困難な高齢者」で、介護予防のために必要とされた人(地域支援事業対象者)	
生活管理指導員派遣サービス(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、必要な支援・指導を行います。利用料は1時間あたり200円です。	基本的生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど、「いわゆる「社会適応が困難な高齢者」で、介護予防のために必要とされた人(地域支援事業対象者)	

項目	内 容	対象者	窓口
成年後見人制度利用支援	5ページ(障害者福祉サービス)の「成年後見人制度利用支援」の欄をご覧ください。	各総合支所高齢者介護係	高齢者合支所
心配ごと相談	民生児童委員や行政相談員および司法書士による無料相談を定期的に開催します。	社会福祉協議会各支所	
家庭介護者の交流	介護疲れを癒すとともに、介護者の交流を図るため、日帰り旅行にご案内します。参加費3,000円	各総合支所高齢者介護係	
徘徊探知機の利用支援	位置情報を発信する機器の購入代金とその利用料金を補助します。 ①機器購入の補助額5,000円(上限額) ②利用料金1月あたり5,000円(上限額)	各総合支所高齢者介護係	
重度要介護者家庭介護者慰労事業	①重度要介護高齢者を在宅介護している人に介護慰労金5万円を支給します。 ②過去1年間に介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受け重度要介護高齢者を在宅介護している人に10万円を支給します。	各総合支所高齢者介護係	
高齢者祝賀事業	長寿をお祝いし、ささやかなお祝品をお届けします。 ①88歳の人(H19.3.31現在) ②100歳の人(H19.3.31現在) ③市最高齢者の男女	各総合支所高齢者介護係	
養護老人ホーム入所	右記に該当する場合、福祉事務所長が入所措置をします。収入に応じて利用料が決まります。	障害者	
老人大学	教養講座および技能講座など(資料代:年間1,000円、講座科目により教材費有)	65歳以上で一定以上の障害がある人(国民年金法施行例別表該当1・2級の人)	
車いす移送車両貸出サービス	車いす移送車両(ストレッチャー対応)を、2日以内でお貸します。運転はご家族などの介護者にしていただきます。無料ですが、遠距離の場合は燃料を補給していただきます。	母子家庭等	貸申込はは豈科総合支所高齢者介護係
外国人高齢者心身障害者特別給付金支給	公的年金の支給を受けることができない外国籍の高齢者に給付金を支給します。支給額は月額10,000円です。	老人	高齢者合支所

## 医療・保険制度

# 福祉医療費給付事業・国民年金・国民健康保険・介護保険のお知らせ

## 福祉医療費給付事業のご案内

市では、別表に該当する人の医療費を軽減するために「福祉医療費給付事業」を実施しています。該当する人は、医療機関や薬局で支払った自己負担分(保険診療によるもの)を後日、福祉医療費給付金を受給できます。給付を受けるには、受給資格認定を申請して受給者証の交付を受ける必要があります。別表をご覧になり、「市からの案内はないが、受給資格があるのでは…」と思われる人は、お近くの支所健康福祉課までお問い合わせください。なお、安曇野市ホームページ上から申請書がダウンロードできます。

別表:  
福祉医療費給付事業の対象者と所得制限一覧表

区分	対象者	所得制限
乳幼児	小学校就学前までの児童	なし
障害者	身体障害者手帳1級から3級の人 療育手帳A1、A2、B1、B2の人 精神障害者手帳1級の人(通院のみ)	なし
老人	65歳以上で一定以上の障害がある人(国民年金法施行例別表該当1・2級の人)	
母子家庭等	母子家庭の母*1 母子家庭の子*2 父母のいない児童など*2	なし
父子家庭	父子家庭の父*1 父子家庭の子*2	なし
老人	68歳以上70歳未満の高齢者	市民税非課税世帯者

\*1 18歳未満の子、または18歳以上20歳未満で高校などに在学、在校中の子を扶養している人  
\*2 18歳未満の子、または18歳以上20歳未満で高校などに在学、在校中の子

## ……受給者証をお持ちでない人……

印鑑、保険証、通帳(郵便局不可)、転入者は最新の所得証明をお持ちの上、お近くの支所健康福祉課で手続きをお願いします。

## …すでに受給者証をお持ちの人…

合併以前の旧町村で交付された受給者証は有効期限までお使いいただけます。(毎年、8月に一斉更新します。)

## ……給付金の申請・支払い……

県内の医療機関にかかった場合、保険証と共に受給者証をお見せください。自己負担額を支払ったことで申請となります。

県外の医療機関にかかった場合、後日領収書(受診日、氏名、保険点数などが分かるもの)を添付し、給付金支給申請書を各支所健康福祉課に提出してください。

県内の医療機関で支払いがされた場合、早くて3ヵ月後に保険診療分の自己負担額から、1つの医療機関につき300円の受益者負担金、高額療養費、付加給付などを差引いた金額が振り込まれます。

別表の「老人」の対象者は、保険診療分の自己負担額から、老人保健法の規定に基づいた自己負担額に相当する額を差し引いた金額が振り込まれます。

\*毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に振り込まれますので、記帳の上、ご確認ください。

### ◆お問い合わせ

穂高健康支援センター内  
社会福祉課福祉総務係 (TEL81-0716)  
豊科総合支所健康福祉課福祉係 (TEL73-8280)  
穂高総合支所健康福祉課福祉係 (TEL81-0719)  
三郷総合支所健康福祉課福祉係 (TEL77-3111)  
堀金総合支所健康福祉課福祉係 (TEL72-3106)  
明科総合支所健康福祉課福祉係 (TEL81-2941)

## 介護保険料が改定になりました

4月から新しい枠組みで介護保険制度が再スタートしました。今回の見直しに伴い、65歳以上の人々の保険料が改定となりました。制度の概要や保険料の見込みについては広報2月号、3月号でお知らせしましたが、今回は保険料が改定となった要因と保険料の詳細についてお知らせします。

### … 65歳以上の人々の基準額は4万6,920円 …

今回の見直しで65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料基準額は、4万6,920円(月額3,910円)となりました。また、安曇野市の場合は3月までは旧町村の保険料額で納めていたましたが、今回の事業計画の見直しにより保険料は一本化されます。

### 安曇野市の介護保険料 (平成18年度から平成20年度)

所得段階	対象者	保険料
第1段階 (基準額×0.50)	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	年額 23,460円
第2段階 (基準額×0.50)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	年額 23,460円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人	年額 35,190円
第4段階 (基準額)	世帯のだれかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税の人	年額 46,920円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	年額 58,650円
第6段階 (基準額×1.50)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	年額 70,380円

※市民税非課税とは、所得割・均等割ともに非課税であることを言います。

※合計所得とは、年金・給与等の全所得の合計額で、扶養控除等を差し引く前の額を言います。譲渡所得があった場合は、特別控除を差し引く前の額が所得になります。

※課税年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢年金のことと、障害年金・遺族年金等は非課税年金に含まれます。

## …… 保険料改定の要因 ……

### ① 高齢化が進んでいます

安曇野市の高齢者人口(65歳以上人口の総人口に占める割合)は、平成17年10月で22.7%でしたが、平成26年には27.1%まで上昇することが予想されます。

### ② 認定者数も増える見通しです

平成12年と平成17年とを比較すると、要支援・要介護認定者数は約1.6倍に増えています。今回の制度改正では、「介護予防」・「自立支援」に重点を置いた仕組みへと転換が図られ、伸び率は抑えられる見通しですが、認定者数は平成17年10月現在の3,329人から、平成26年には3,718人となる見通しです。

### ③ 給付費総額は20%増の見込みです

平成18年度から平成20年度の介護サービスの利用見込みを算定すると、給付費の総額は3年間で約167億円となり、平成15年度から平成17年度までの3年間と比較すると約20%増えるものと見込まれます。

## … 保険料は基準額をもとに決定します …

$$\text{4万6,920円} = \frac{\text{安曇野市で介護保険給付にかかる費用}}{\text{(基準額)}} \times 19\%$$

安曇野市の65歳以上の人口

介護保険料は費用の19%が65歳以上(第1号被保険者)の人の介護保険料でまかなわれています。介護保険制度は皆さんの介護保険料などを財源として介護が必要となった人を社会全体で支える制度です。ご理解とご協力をお願いします。

## …… その他の変更点 ……

### ① 税制改正で保険料の所得区分が上がる場合

税制改正の影響により所得区分が上がる人は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を3年間で段階的に引き上げていきます。

### ② 遺族年金と障害年金も原則年金から納めていただきます。

介護保険料は、原則として年金から納めていただきます(特別徴収)。これまで遺族年金と障害年金は対象外でしたが、特別徴収されるように見直されました。詳しくは高齢者介護課介護保険係(TEL81-1636)までお尋ねください。

## …… 介護保険料 Q&A ……

### Q1 介護サービスを利用しなくても、保険料を払うのですか?

A1 サービス利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の人々は全員が保険料を支払います。

介護保険は支え合いの制度です。介護が必要になったときに、安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力をお願いします。

### Q2 年金からの差し引き(特別徴収)ではなく、自分で保険料を納めたいのですが?

A2 介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、市からの通知に従って、決められた方法での納付をお願いします。

### Q3 保険料が変更になる場合があるそうですが、どんなときですか?

A3 いったん保険料が確定したあとでも、資格の得喪、課税区分や世帯状況の変更などにより保険料が算定し直され、変更(更正)されることがあります。

### Q4 今まで、国民健康保険と一緒に介護保険料を納めていましたが、65歳になって、市から介護保険料の納付書がきました。2重払いにならないのでしょうか?

A4 国民健康保険税と一緒に納めていただいているのは、誕生日の前月までの保険料を1年間(納期)で均等に割ったものです。65歳になって届いた介護保険の納付書は、誕生日からの保険料ですので、2重に納めるということはありません。

### Q5 市民税が同じ非課税なのに、保険料額が違うのはなぜでしょうか?

A5 保険料額は、ご本人の所得や市民税の課税状況のほかに同じ世帯のご家族の市民税の課税状況も考慮して、6段階で設定されています。家族全員が非課税でも、本人の合計所得金額によっては所得段階が違ってきます。詳しくは、10ページの「安曇野市の介護保険料(平成18年度から20年度)」をご参照ください。

◆お問い合わせ 穂高健康支援センター内  
高齢者介護課 介護保険係 (TEL 81-1636)

## 国民年金

### 学生納付特例制度のご案内

#### ○学生納付特例制度とは

学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予する制度です。大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校などのほか、各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学する20歳以上の方が対象となります。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は申請が承認されない場合があります。

#### ○どんなメリットが

学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されます。また、承認されてから十年の間に保険料に一定の加算をして追納することができます。また、病気やケガで重い障害が残ったときに、保険料を未納にしておくと障害基礎年金を受けられない場合がありますが、学生納付特例制度の承認を受けていた期間は未納の扱いではありませんので、万が一の時にも安心です。

#### ○手続きは

住民票を登録してある市区役所・町村役場の国民年金担当窓口に、年金手帳・学生証(または在学証明書)・印鑑をお持ちになって手続きをしてください。なお、申請は毎年度必要です。

学生納付特例制度の対象校、制度の詳細については松本社会保険事務所、各総合支所市民環境課市民係または市民課国保年金係までお問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ

松本社会保険事務所 TEL32-5821  
市民課国保年金係 TEL82-3131



# 別冊 広報あづみの (上部がグレーのページを抜き取ってお読みください)

## 国民健康保険の 税率と納期が変わります

平成18年度分から、市の国民健康保険税の税率と納期が改定となります。各加入世帯の税額は7月中旬に納税通知書でお知らせします。皆さんのご理解をお願いします。

### 改正後の税率

～急激な上昇を抑え、まずは統一～

平成18年度改正後と現行の国保税率

国民健康保険税率(医療分)

旧町村名等	税率			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
新市	6.50	17.00	25,000	26,000
豊科町	6.65	20.00	24,000	25,000
穂高町	6.30	25.00	22,000	22,000
三郷村	6.40	20.00	25,000	26,000
堀金村	6.20	—	23,000	23,000
明科町	6.00	30.00	23,000	23,000

介護納付金分税率(介護分=40歳以上65歳未満の人の負担)

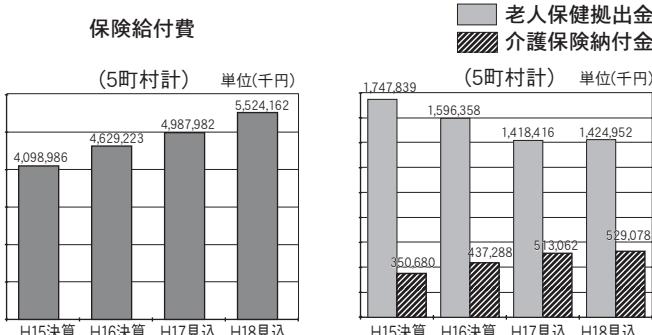
旧町村名等	税率			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
新市	2.20	—	7,000	7,000
豊科町	2.00	—	6,000	5,000
穂高町	1.20	5.60	7,000	5,500
三郷村	1.50	4.00	6,000	5,000
堀金村	1.80	—	7,000	7,000
明科町	1.30	6.00	6,000	6,000

### 税率改正の理由

～医療費増による厳しい財政状況～

平成15～17年度の推移から、平成18年度の国保会計の収支は1億3,000万円以上不足する見込みです。この要因としては、支出する医療費が増えていること、また、景気の低迷により保険税収入が伸び悩んでいることなどが挙げられます。今年度は税率の急激な上昇を抑えるために基金を取り崩し、運営します。

### 医療費など主な支出の推移



### 納期を統一します

～7月に1年分を算定 納期10回から9回へ～

原則として、7月に1年分の国保税額を計算して、7月末から翌年の3月末までの毎月9回で支払っていただかるように、7月中旬ころに納税通知書をお送りします。また、納期一覧表については、4月下旬に回覧板などでお配りします。(届出の時期により中途加入の場合や社会保険に加入して国保を抜けた場合など、これ以外の月に納めていただくこともあります)

### 納期統一の理由

～分かりやすい課税などが理由～

旧5町村では10回の納期で1年分の国保税を納めさせていただきましたが、分かりやすい課税方法の必要性や、6月の所得等の決定を受けて同月の国保税の課税がスケジュール的に厳しいことなどから、松本市・塩尻市と同様に9回の納期に改定しました。

### 皆さんへのお願い

市では今後、医療費の適正化を図る取り組みや国保税の収納対策の強化を進め、財政の健全化に取り組みます。次の点についてご協力ください。

- ①定期的に健康診断を受けましょう
- ②同じ病気でいくつもの病院にかかる不必要な手数料を抑えます。
- ③納期内の納付をお願いします。納付が困難な場合は各支所市民係までご相談ください。
- ④加入・喪失などの届出は14日以内にお願いします。



### ◆お問い合わせ

穂高総合支所内

市民環境部市民課国保年金担当 (TEL82-3131)

豊科総合支所市民環境課市民係 (TEL72-3111)

穂高総合支所市民環境課市民係 (TEL82-3131)

三郷総合支所市民環境課市民係 (TEL77-3111)

堀金総合支所市民環境課市民係 (TEL72-3106)

明科総合支所市民環境課市民係 (TEL62-3001)